別　表

施設の範囲及び適正規模の認定基準

施設の範囲	適正規模の認定基準
	（適正規模算定に当たっての留意点） 　適正規模の算定に当たっては、処分等相手方から事業計画書、利用計画書、利用計画図等に加え、当該相手方が所管大臣等に国庫補助金を申請する際の申請書類等の写し及び補助金算定の根拠となる資料（当該補助金に係る交付要綱、関係法令の写し等）等を提出させ、適正規模を算定するものとする。 　その際、必要に応じて相手方に対し利用計画にかかるヒアリングを行う等十分に内容を審査のうえ、適正規模を決定するものとする。なお、相手方が当初の事業計画及び利用計画の提出以降において変更が生じた場合には、その都度、報告を受けるようにし、対象施設以外の施設を誤って減額対象としないようにすること。
１．医療施設等 （１）へき地診療所	１．建物の規模 （１）診療部門 　イ　無床の場合　　１６０㎡ 　ロ　有床の場合　　５床以下　　２４０㎡ 　　６床以上　　７６０㎡ （２）医師住宅　　８０㎡ （３）看護師住宅　　８０㎡ （注）上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。 ２．敷地の規模 　敷地の適正規模については、以下により算出することとする。 　当該地域に関する都市計画において、建築面積の敷地面積に対する割合が、３／１０、４／１０、５／１０、６／１０、７／１０又は８／１０のいずれかに定められることとなっているので、当

	該敷地の適正規模は、その逆数を当該施設の建面積に乗じたものとし、具体的な取り扱いについては、次の区分によること。 （１） 第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、田園住居地域又は工業専用地域内に建物を建設する場合 当該施設の建面積 × （１０／３、１０／４、１０／５、又は１０／６） （２） 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域又は準工業地域内に建物を建設する場合 当該施設の建面積 × （１０／５、１０／６、又は１０／８） （３） 近隣商業地域内に建物を建設する場合 当該施設の建面積 × （１０／６、又は１０／８） （４） 商業地域内に建物を建設する場合 当該施設の建面積 × １０／８ （５） 工業地域内に建物を建設する場合 当該施設の建面積 × （１０／５、又は１０／６） （６） 用途地域の指定のない区域内に建物を建設する場合 当該施設の建面積 × （１０／３、１０／４、１０／５、１０／６、又は１０／７） （特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し都市計画地方審議会

	の議を経て定める建蔽率の逆数） （７）　上記（１）～（６）の適用について次の（イ）・（ロ）のいずれかに該当する場合は、それぞれの算式の分母に１を加えたものに建物建面積を乗ずることとし、いずれにも該当する場合は、それぞれの算式の分母に２を加えたものに建物建面積を乗ずることとする。 （イ）　建蔽率の限度が十分の八とされている地域外で、かつ、防火地域内において耐火建築物等を建設する場合又は準防火地域内において耐火建築物等若しくは準耐火建築物等を建設する場合 （ロ）　街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定する地域内において建物を建設する場合 （８）　建蔽率の限度が十分の八とされている地域内で、かつ、防火地域内において耐火建築物等を建設する場合 当該施設の建面積　×　１０／１０ （注）　ここでいう「当該施設の建面積」とは、相手方の利用計画による建物の建面積と上記１によって算定した建物の適正規模の面積のいずれか小さい方の面積を指す。 この場合、土地の位置・環境・規模等からみて、あるいは施設の性格からみて建物の高度化が可能と思われるものについては、容積率等を考慮し当該土地の利用計画において、十分配慮するものとする。 （算定例） a 本通達による建物の適正規模の面積 １，０００㎡ b 相手方の利用計画による建面積 ９００㎡ c 建蔽率８０％　の場合 a＞b であり、「当該施設の建面積」は９００㎡

	したがって、当該敷地の適正規模は、 ９００㎡×１００／８０（建蔽率の逆数） ＝１，１２５㎡
（２）過疎地域等特定診療所	１．建物の規模 （１）　診療部門　　１６０㎡ （２）　医師住宅　　８０㎡ （３）看護師住宅　　８０㎡ （注）上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３）臨床研修病院	１．建物の規模 ５００㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（４）へき地医療拠点病院	１．建物の規模 （１）診療部門　　１，０００㎡ （２）医師住宅　　１戸当たり　　８０㎡ （ただし２戸を限度とする。） （注）上記診療部門の面積には、検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等が含まれている。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（５）産科医療機関施設	１．建物の規模 （１）診療部門　　１９４㎡

	（２）宿泊施設　　室数　×　４０㎡ （ただし２室を限度とする。） （注）上記診療部門の面積には、分娩室、病室等が含まれている。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（６）分娩取扱施設	１．建物の規模 （１）分娩室、病室、入所室等　　１９４㎡ （２）宿泊施設　　室数　×　４０㎡ （ただし２室を限度とする。） ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（７）死亡時画像診断システム等施設	１．建物の規模 ６０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（８）精神科病院	１．建物の規模 １病床当たり　　２５．０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（９）精神保健福祉センター	１．建物の規模 （１）Ａ級（施設規模８２５㎡以上かつ、都道府県人口規模 ３００万人以上）　　８２５㎡ （２）Ｂ級（Ａ級以外）　　４０８㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。

（１０）精神科デイ・ケア施設	１．建物の規模 （１）独立施設型　　定員１人当たり　１６．３㎡ （２）病院付設型（認知症デイ・ケア施設含む） 定員１人当たり　１１．３㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１１）多剤耐性結核専門医療機関	１．建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１２）エイズ治療拠点病院	１．建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１３）特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関	１．建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１４）第二種感染症指定医療機関	１．建物の規模 １病床当たり　　１５．０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。

（１５）感染症外来協力医療機関	１．建物の規模 　事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１６）精神科救急医療センター	１．建物の規模 １病床当たり　　２５．０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１７）新型インフルエンザ等患者入院医療機関	１．建物の規模 １病床当たり　　１５．０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１８）休日夜間急患センター	１．建物の規模 （１）人口１０万人以上の場合　　１５０㎡ （特別に必要がある場合は、３００㎡を限度。） （２）人口５万人以上１０万人未満の場合　　１００㎡ （特別に必要がある場合は、２００㎡を限度。） ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（１９）病院群輪番制病院及び共同利用型病院	１．建物の規模 １５０㎡ （特別に必要がある場合は、３００㎡を限度。） （心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、１床当たり（２床を限度）１５㎡を加算。） （脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、１床当たり（２床を限度）１５㎡を加算。）

	２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２０）救命救急センター	１．建物の規模 ２，３００㎡ （３０床未満の場合は、１床当たり３０㎡を減。） （脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度）１５㎡を加算。） （小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（６床を限度）１５㎡を加算。） （心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度）１５㎡を加算。） （重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度）１５㎡を加算。） ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２１）小児救急医療拠点病院	１．建物の規模 １５０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２２）小児初期救急センター	１．建物の規模 ３００㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２３）小児集中治療室	１．建物の規模 １床当たり　２０㎡ ２．敷地の規模

	へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２４）小児医療施設	１．　建物の規模 （１）　都道府県人口規模４００万人以上の場合　　１，３００㎡ （２）　都道府県人口規模４００万人未満の場合　　８００㎡ （３）　小児総合病院　　４，０００㎡ ２．　敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２５）周産期医療施設	１．建物の規模 （１）都道府県人口規模４００万人以上の場合　　５００㎡ （２）都道府県人口規模４００万人未満の場合　　３００㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２６）地域療育支援施設	１．建物の規模 １床当たり　　１３０㎡ （１０床を限度。） ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２７）共同利用施設	１．建物の規模 （１）特殊診療棟　　３００㎡ （２）開放型病棟 耐火構造　　１床当たり　　１３．８８㎡ ブロック・木造　１床当たり　　１２．５６㎡ （５０床を限度。） ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２８）医療施設近代化施設	１．建物の規模 （１）病院

	イ．１床ごとの病室面積を６．４㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を１８㎡以上確保する場合 ２５㎡　×　整備後の整備区域の病床数 ロ．１床ごとの病室面積を５．８㎡以上かつ１床当たりの病棟面積を１６㎡以上確保する場合 ２２㎡　×　整備後の整備区域の病床数 （２）診療所 イ．無床の場合　　１６０㎡ ロ．有床の場合 ①５床以下の場合　　２４０㎡ ②６床以上の場合　　７６０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２９）基幹災害拠点病院	１．建物の規模 ２，３００㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３０）地域災害拠点病院	１．建物の規模 ２，３００㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３１）災害拠点精神科病院	１．建物の規模 ２，３００㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３２）腎移植施設	１．建物の規模 １００㎡

	２．　敷地の規模 　へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３３）特殊病室施設	１．建物の規模 　事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 　へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３４）肝移植施設	１．建物の規模 　１００㎡ ２．　敷地の規模 　へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３５）治験施設	１．建物の規模 （１）治験専門外来　　１００㎡ （２）治験管理部門　　７５㎡ ２．　敷地の規模 　へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３６）特定地域病院（改築）	１．建物の規模 （１）　病棟 　既存病床数　×　３０％　×１３．８８㎡ （一部改築の場合は上記による面積から改築を要しない病床数×１３．８８㎡を差し引いた面積を限度。） （２）　診療棟 　事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 　へき地診療所の場合の基準を適用する。

（３７）医療施設土砂災害防止施設整備事業の対象施設	１．建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３８）医療施設等耐震整備事業の対象施設	１．建物の規模 ２，３００㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（３９）医療機器管理室	１．建物の規模 ８０㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（４０）医療施設等災害復旧費補助金対象施設	医療施設等災害復旧費補助金対象の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（１）及び（２）のとおりとする。 公的医療機関施設、へき地診療所、救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、救急医療情報センター （１）建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 （２）敷地の規模

	へき地診療所の場合の基準を適用する。
（４１）介護老人保健施設	１．建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
２．社会福祉法第２条にいう社会福祉事業の施設	１．社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（１）及び（２）のとおりとする。 特別養護老人ホーム（併設される老人短期入所施設（ショートステイ）を含む）（注１）、生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業の施設（注２）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、老人デイサービスセンター（認知症対応型のみ）、老人短期入所施設（緊急用ショートステイのみ） 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉ホーム、無料低額宿泊施設、日常生活支援住居施設 保育所、小規模保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時保護施設、児童自立生活援助事業所、一時預かり事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、女性自立支援施設、隣保館、生活館、こども家庭センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援

	助事業所、児童育成支援拠点事業所、子育て短期支援事業所、病児保育事業を実施するための施設 （注１）併設される短期入所施設（ショートステイ）とは、特別養護老人ホームと同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホームと一体的に行われているものを指す。 （注２）生計困難者に対する無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業の施設については、「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成１３年７月２３日社援発第１２７７号・老発第２７５号）において基準が示されていることに留意する。 （１） 建物の規模 イ．事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 ロ．看護小規模多機能型居宅介護事業所（小規模多機能型居宅介護事業に係るもののみ）については、老人福祉法施行規則（昭和３８年厚生省令第２８号）第１条の６の２に規定するサービスであって、本通達においては、次の（イ）及び（ロ）を合算した面積による。 （イ）食堂、宿泊施設等の小規模多機能型居宅介護に係る用のみに供されている施設の面積 （ロ）事務所、職員用トイレ等の小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の双方の用に供する施設の面積の１／２ （２） 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。 ２．社会福祉事業の施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（１）及び（２）のとおりとする。 小型児童館、児童センター、放課後児童健全育成事業の施設 （１） 建物の規模

	イ．　小型児童館　　２１７．６㎡ （都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等においては、１６３．２㎡） （注）上記小型児童館の面積には、集合室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備が含まれている。 ロ．　児童センター　　３３６．６㎡ （大型児童センターにあっては、５００㎡） （注）上記児童センターの面積には、集合室、遊戯室、図書室、事務執行に必要な設備のほか、大型児童センターにあっては、スタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備、社会参加活動の拠点として活用するための設備等が含まれている。 ハ．放課後児童健全育成事業の施設 １人当たり　　１．６５㎡ （２）　敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
３．学校教育法第１条に規定する学校の施設等 （幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 大学 短期大学 高等専門学校 学校給食施設）	建物及び敷地の規模については、別紙１から９までに定めるところによる。 （学校施設の規模算定に当たっての留意点） ①　公立学校施設の建物の適正規模については、各施設にかかる施設台帳が整備されているものについては、台帳記載の必要面積を適正規模とすることができる。 なお、この場合次の③の修正は行わない。 ②　校舎、寄宿舎、運動場等複数の種類の施設が一画地に設置される場合の敷地の適正規模の算定は次のとおりとする。 ｉ）各施設ごとの土地使用面積が既存の実測図等により明確に区分できるものについては、当該各施設ごとにそれぞれ適正規模面積を算定する。 ⅱ）各施設ごとの土地使用面積が明確に区分できないものについては、それぞれの施設にかかる敷地の適正規模面積の

	合計として差支えない。 ③　学校敷地内に設置される水泳プール、武道場、クラブハウス等３条施設以外の学校施設については、適正規模算定にあたり考慮しないものとする。 ④　大学の学部が分散して所在している場合において、研究・設備・設置地域等の理由により独立性の強い特定の学部（医学部、農学部等）が、本部施設及び厚生施設を除き他の学部との共用施設を有していないときは、当該特定の学部を一の学校施設とみなして学部単位で適正規模面積を算定して差支えない。 ⑤　児童・生徒・学生数、学級数については、直近の５月１日時点のものとする。ただし、新設の場合は、定員とする。
４．職業能力開発促進法第１６条第１項又は第２項の規定により設置される職業能力開発校等の施設 （職業能力開発校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発促進センター 障害者職業能力開発校）	１．建物の規模 職業能力開発校等の適正規模については、別紙１０に定めるところによる。 ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。 なお、屋外実習場を整備する場合は、別紙１０に定める面積を加算できるものとする。
５．更生保護事業法第２条にいう更生保護施設	１．建物の規模 （１）収容施設　　収容定員１人当たり　　２７．７㎡ （被保護者の集団処遇のための専用の集会室及

	び被保護者の処遇に関する地域住民との交流、関係団体との協議等を行うための地域交流室を設ける場合 収容定員１人当たり　　４㎡加算） （集会室を地域交流室として使用する場合 収容定員１人当たり　　５㎡加算） （個室を整備する場合 １室当たり　　２．９㎡加算） （２）職員宿舎　　入居職員１世帯当たり　　５５㎡ ２．敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
６．住民に賃貸する目的で経営する住宅施設 （１）公営住宅法にいう公営住宅	１．建物の規模 建物の規模については、公営住宅法に基づき計画・整備される公営住宅及び共同施設の規模とする。 ２．敷地の規模 敷地の規模については、上記１の建物の建面積に２０分の１００を乗じたものとする。 なお、共同施設のうち児童遊園について、特に敷地面積の加算が必要と認められる場合は、以下の規定を準用し算定したものと事業計画上の整備面積のいずれか小さい方の面積を加算するものとする。 １戸当たり　　７㎡ （一箇所　　３００㎡以下）
（２）住宅地区改良法にいう改良住宅	１．建物の規模 建物の規模については、住宅地区改良法の規定による事業計画に基づき整備される改良住宅及び地区施設の規模とする。 ２．敷地の規模

	公営住宅の場合の基準を準用して算定する。
（３）公営住宅に準じて経営する住宅施設	建物及び敷地の規模 公営住宅の場合の基準を準用して算定する。
７．公害の防止のために必要な事業に係る施設 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。））	建物及び敷地の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 （注）当該廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金及び農山漁村地域整備交付金実施要綱により国の負担又は補助の対象となる場合に限るものとする。
８．一般の利用に供するためのスポーツ施設 （１） 体育館	１．建物の規模 （１）地域スポーツセンター ４，０００㎡ （注）上記地域スポーツセンターの面積には、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室、更衣室、浴室、サウナ室、資料展示室、スポーツ団体室、事務室、指導員室、医務室等が含まれている。 ただし、体育・スポーツに関する科学的な研究を行うために必要な室又は利用者のための宿泊室を併設する場合にあっては、２，０００㎡の限度内で面積を加算する。

	（２）地域武道センター ２，１００㎡ （注）上記地域武道センターの面積には、柔・剣道場並びにこれに附属する管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、便所、用具室等が含まれている。 ２．敷地の面積 へき地診療所の場合の基準を適用する。
（２）水泳プール	１．建物の規模 （１）屋内地域スイミングセンター、屋外地域スイミングセンター プール本体　　水面積　６００㎡ 談話室等　　床面積　１００㎡ （２）屋内浄水型水泳プール プール本体　　水面積　６００㎡ （３）屋外浄水型水泳プール プール本体　　水面積　４００㎡ （水泳プールの規模算定に当たっての留意点） プール本体の水面積及び談話室等の床面積の上限に、以下の施設から、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を加算したものとする。 更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等の諸施設 ２．敷地の規模 屋内水泳プールの場合は、へき地診療所の場合の基準を適用する。 屋外水泳プールの場合は、施設本体に、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を加算したものとする。

（３） 運動場	１．建物の規模 地域屋外スポーツセンター（クラブハウス） ３３０㎡ （注）上記地域屋外スポーツセンター（クラブハウス）の面積には、陸上競技場等に附属する管理室、談話室、トレーニング室、更衣室、シャワー室、便所、用具室等が含まれている。 ２．敷地の規模 次に掲げる面積を上限とし、上記１の施設を整備する場合は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を運動場面積に加算するものとする。 （注） ここでいう運動場の面積は、陸上競技場等として実際に運動を行う目的の区画の面積をいう。 地域屋外スポーツセンター（運動場又は照明施設） １０，０００㎡
９．防災施設	建物及び敷地の規模 防災施設については、国有財産特別措置法施行令第３条第３項各号に掲げる施設のうち、施設整備に当たり国の補助を受ける次の施設等を対象とし、その規模は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積とする。 水防施設、水防活動広域支援施設、耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、防火水槽（林野分）、救助活動等拠点施設等、活動火山対策避難施設、画像伝送システム（施設分）、広域訓練拠点施設、救急安心センター等整備事業、高機能消防指令センター総合整備事業、消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム、消防防災施設災害復旧費補助対象施設・設備（消防庁舎、消防団拠点施設等整備事業、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽、林野火災用活動拠点広場、画像伝送システム（施設分）、消防救急無線施設、防災行政無線施設、消防指令センター整備事業、ヘリコプター離着陸場など）
１０．研究所、試	建物及び敷地の規模

験場 魚類のふ化場	事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積とする。
１１．日本赤十字社の業務の用に供する施設	１．日本赤十字社の業務の用に供する施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（１）及び（２）のとおりとする。 原爆医療施設、保護施設、障害福祉サービス事業所、居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所、福祉ホーム、児童福祉施設（児童厚生施設を除く）、児童自立生活援助事業所、一時預かり事業所、小規模住居型児童養育事業所、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、子育て短期支援事業所、その他の施設 （１） 建物の規模 事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積による。 （２） 敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。 ２．日本赤十字社の業務の用に供する施設のうち次の施設の建物及び敷地の規模については、下記（１）及び（２）のとおりとする。 へき地診療所、離島等患者宿泊施設、産科医療機関施設、分娩取扱施設 （１）建物の規模 イ． へき地診療所 ① 診療部門 ・ 無床の場合 １６０㎡ ・ 有床の場合 ５床以下 ２４０㎡ ６床以上 ７６０㎡

	②　医師住宅　　８０㎡ ③　看護師住宅　　８０㎡ （注）上記診療部門の面積には、診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等が含まれている。 ロ.　離島等患者宿泊施設 室数　×　４０㎡ ハ.　産科医療機関施設 ①　診療部門　　１９４㎡ ②　宿泊施設　　室数　×　４０㎡ （ただし２室を限度とする。） （注）上記診療部門の面積には、分娩室、病室等が含まれている。 ニ.　分娩取扱施設 ①　分娩室、病室、入所室等　　１９４㎡ ②　宿泊施設　　室数　×　４０㎡ （ただし２室を限度とする。） （２）敷地の規模 へき地診療所の場合の基準を適用する。
１２．就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園の施設 （１）幼保連携型認定こども園	１．建物の規模

次に掲げる（１）及び（２）の面積を合算した面積とする。

（１）　次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積

学級数	面積（㎡）
１学級	１８０
２学級以上	３２０＋１００×（学級数－２）

（２）　満３歳未満の園児数に応じ、次の表により算定した面積

乳児室	1.65 ㎡×満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数
ほふく室	3.3 ㎡×満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数
保育室又は遊戯室	1.98 ㎡×満 2 歳以上の園児数

２．敷地の規模

次に掲げる（１）及び（２）の面積を合算した面積とする。

（１）園舎敷地

へき地診療所の場合の基準を適用する。

（２）園庭

次に掲げるイ及びロの面積を合算した面積と相手方利用計画による園庭の面積のいずれか小さい方。

イ．次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

①　次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積

学級数	面積（㎡）
２学級以下	３３０＋３０×（学級数－１）
３学級以上	４００＋８０×（学級数－３）

（２）幼稚園型認定こども園 （３）保育所型認定こども園	②　３．３㎡　×　満３歳以上の園児数 ロ．　３．３㎡　×　満２歳以上満３歳未満の園児数 建物及び敷地の規模 「施設の範囲　３.学校教育法第１条に規定する学校の施設等」のうち、幼稚園の場合の基準を適用することとし、算出にあたっては、施設全体の学級数をもって算定するものとする。 なお、この場合において、幼稚園型認定こども園の施設のうち、認定こども園法第３条第２項第１号に規定する保育を行う部分にかかる学級数の定めがなく、当該保育を行う幼児の定員が定められているときは、定員３５人当たり１学級と換算したうえで算定するものとする。 建物及び敷地の規模 「施設の範囲　２.社会福祉法第２条にいう社会福祉事業の施設」のうち、保育所の場合の基準を適用することとし、算定にあたっては、施設全体の定員をもって算定するものとする。 なお、この場合において、認定こども園法第３条第２項第２号に規定する満３歳以上の子どもに対する保育を行う部分にかかる定員の定めがなく、当該部分の学級数が定められているときは、１学級当たり定員３５人と換算したうえで算定するものとする。

別紙１　幼稚園の適正規模基準

第１　建物の規模

園舎

学級数に応じ、次の表を適用して算定する。

（単位：㎡）

学級数	基準面積
1 学級及び 2 学級	307＋209（Ｎ－1）
3 学級から 5 学級	725＋161（Ｎ－3）
6 学級から 8 学級	1,208＋168（Ｎ－6）
9 学級以上	1,713＋161（Ｎ－9）

（注１）　Ｎ・・・学級数

（注２）　上表の基準は温暖地の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
28 ㎡×Ｎ	14 ㎡×Ｎ

（注３）　「一級積雪寒冷地域」とは、冬季平均気温零下５度以下又は積雪量３００月センチメートル以上の地域をいう。

「二級積雪寒冷地域」とは、冬季平均気温零下５度から零度まで又は積雪量１００月センチメートル以上３００月センチメートル未満の地域をいう。

（以下の学校施設についても同じ。）

（注４）　当該幼稚園に在籍する満３歳以上の園児に対して保育を行い、保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、上記各表によって計算された学級数に応ずる基準面積に、加算対象園児数（子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号に該当する園児及び一時預かり事業等（児童福祉法施行規則第３６条の３５第１号に規定する一般型一時預かり事業及び同条第２号に規定する幼稚園型一時預かり事業（従来の預かり保育を含む。）をいう。）を１日２時間以上継続的に利用する園児の数）に応じ、次表の面積を加えた面積とする。

（単位：㎡）

加算対象園児数	20 人以下	21 人～35 人	36 人以上
加算面積	88	132	176

第２　敷地の規模

１　園舎敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第１により算定した園舎の延面積と現に使用されている園舎（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による園舎）の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

２　運動場

次の表により算定した運動場の面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方。

（単位：㎡）

学級数	2 学級以下	3 学級以上
基準面積	330＋30×（Ｎ－1）	400＋80×（Ｎ－3）

（注）　Ｎ・・・学級数

別紙２　小学校の適正規模基準（義務教育学校の前期課程含む。）

第１　建物の規模

１　校舎

（単位：㎡）

学級数	1～2 学級	3～5 学級	6～11 学級	12～17 学級	18 学級以上
基準面積	769＋279 ×（Ｎ－1）	1,326＋381 ×（Ｎ－3）	2,468＋236 ×（Ｎ－6）	3,881＋187 ×（Ｎ－12）	5,000＋173 ×（Ｎ－18）

（注１）　Ｎ・・・学級数（特別支援学級を除く。）

（注２）　特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された基準面積に特別支援学級１学級につき１６８㎡を加えた面積とする。

（注３）　多目的教室を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に１．１０８を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる基準面積に１．１８０を乗じて得た面積とする。

（注４）　上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32 ㎡×Ｎ	16 ㎡×Ｎ

（注）　Ｎには、特別支援学級数を含める。

２　屋内運動場

（１）　温暖地

（単位：㎡）

学級数	1～10 学級	11～15 学級	16 学級以上
基準面積	894	919	1,215

（注）　学級数には、特別支援学級を含む。

（２）　積雪寒冷地

（単位：㎡）

学級数	1～9 学級	10～11 学級	12～23 学級	24 学級以上
基準面積	922	1,092	1,258	1,552

（注１）　学級数には、特別支援学級を含む。

（注２）　一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

３　寄宿舎

（単位：㎡/人）

区分	収容児童数区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～11 人	28.00－1/Ｐ
	12～23 人	29.00－13/Ｐ
	24～47 人	15.92＋301/Ｐ
	48 人	22.19
	49 人以上	12.88＋447/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・児童数

（注２）　この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１人当たり１．１５㎡を加える。

第２　敷地の規模

１　校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第１により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、屋内運動場）の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

２　寄宿舎の敷地

第１により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の２倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

３　運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

児童数	
１人以上２４０人以下	２，４００㎡
２４１人以上７２０人以下	２，４００㎡＋１０㎡×（児童数－２４０）
７２１人以上	７，２００㎡

別紙３　中学校の適正規模基準

（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程含む。）

第１　建物の規模

１　校舎

（単位：㎡）

学級数	1～2 学級	3～5 学級	6～11 学級	12～17 学級	18 学級以上
基準面積	848＋651 ×（Ｎ－1）	2,150＋344 ×（Ｎ－3）	3,181＋324 ×（Ｎ－6）	5,129＋160 ×（Ｎ－12）	6,088＋217 ×（Ｎ－18）

（注１）　Ｎ・・・学級数（特別支援学級を除く。）

（注２）　特別支援学級を置く学校の基準面積は、上表によって計算された基準面積に特別支援学級１学級につき１６８㎡を加えた面積とする。

（注３）　多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に１．０８５を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の基準面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる基準面積に１．１０５を乗じて得た面積とする。

（注４）　上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に

応じ加算する補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32㎡×N	16㎡×N

（注）　Nには、特別支援学級数を含める。

２　屋内運動場

（１）　温暖地

（単位：㎡）

学級数	1～17学級	18学級以上
基準面積	1,138	1,476

（注）　学級数には、特別支援学級を含む。

（２）　積雪寒冷地

（単位：㎡）

学級数	1～7学級	8～13学級	14～33学級	34学級以上
基準面積	1,162	1,237	1,511	1,515

（注１）　学級数には、特別支援学級を含む。

（注２）　一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

３　寄宿舎

（単位：㎡/人）

区分	収容生徒数区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～11人	37.17－2/P
	12～23人	38.17－14/P
	24～47人	25.04＋301/P
	48人	31.31
	49人以上	21.96＋449/P

（注１）　P・・・生徒数

（注２）　この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１人当たり１．１５㎡を加える。

第２　敷地の規模

１　校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第１により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は

相手方利用計画による校舎、屋内運動場）の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

２　寄宿舎の敷地

第１により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の２倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

３　運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

生徒数	
１人以上２４０人以下	３，６００㎡
２４１人以上７２０人以下	３，６００㎡＋１０㎡×（生徒数－２４０）
７２１人以上	８，４００㎡

別紙４　高等学校の適正規模基準（中等教育学校の後期課程を含む。）

第１　建物の規模

１　校舎

定員数に応じた（１）一般校舎の面積に、学科に応じた（２）産振校舎（産業教育振興法（昭和２６年法律第２２８号）第２条に規定する産振教育を行うに必要な校舎をいう。）の補正面積を加えた面積とする。

（１）一般校舎

イ　１学科を置く場合

①　併置課程以外の課程

(a)　全日制の課程

（単位：㎡/人）

学科	生徒数区分	１人当たり基準面積（Ｐ＝生徒数）
普通教育を主とする学科（以下	1～120 人	2,941/Ｐ
	121～320 人	10.40＋1,694/Ｐ
	321～480 人	12.48＋1,028/Ｐ

「普通科」という。）	481～719 人	7.43＋3,448/Ｐ
	720 人	12.22
	721～960 人	11.72＋364/Ｐ
	961 人以上	7.81＋4,112/Ｐ
専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）	1～120 人	2,729/Ｐ
	121～320 人	8.89＋1,663/Ｐ
	321～480 人	10.21＋1,240/Ｐ
	481～719 人	6.43＋3,055/Ｐ
	720 人	10.67
	721～960 人	10.46＋151/Ｐ
	961 人以上	6.80＋3,659/Ｐ
普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科（以下「総合学科」という。）	1～120 人	3,009/Ｐ
	121～480 人	12.48＋1,512/Ｐ
	481～719 人	8.69＋3,328/Ｐ
	720 人	13.31
	721～960 人	12.60＋514/Ｐ
	961 人以上	9.07＋3,902/Ｐ

(b)　昼間定時制の課程・夜間定時制の課程

（単位：㎡/人）

学科	生徒数区分	１人当たり基準面積（Ｐ＝生徒数）
普通科	1～159 人	3,357/Ｐ
	160 人	20.98
	161～320 人	10.39＋1,694/Ｐ
	321 人以上	12.48＋1,028/Ｐ
専門学科	1～159 人	3,084/Ｐ
	160 人	19.28
	161～320 人	8.89＋1,662/Ｐ
	321 人以上	10.21＋1,240/Ｐ
総合学科	1～159 人	3,508/Ｐ

	160 人	21.93
	161 人以上	12.48＋1,512/Ｐ

（c）　通信制の課程

（単位：㎡/人）

学科	生徒数区分	１人当たり基準面積（Ｐ＝生徒数）
全学科	1～1,199 人	3,447/Ｐ
	1,200 人	2.87
	1,201 人以上	1.31＋1,874/Ｐ

②　併置課程

（a）　昼間定時制の課程

（単位：㎡/人）

学科	生徒数区分	１人当たり基準面積（Ｐ＝生徒数）
普通科	1～159 人	3,115/Ｐ
	160 人	19.47
	161～320 人	8.41＋1,769/Ｐ
	321 人以上	12.19＋561/Ｐ
専門学科	1～159 人	2,843/Ｐ
	160 人	17.77
	161～320 人	6.90＋1,739/Ｐ
	321 人以上	9.92＋773/Ｐ
総合学科	1～159 人	3,236/Ｐ
	160 人	20.23
	161～320 人	12.01＋1,315/Ｐ
	321 人以上	12.18＋1,259/Ｐ

（b）　夜間定時制の課程

（単位：㎡/人）

学科	生徒数区分	１人当たり基準面積（Ｐ＝生徒数）
普通科又は専門	1～159 人	589/Ｐ

学科	160 人	3.68
	161～320 人	1.52＋346/Ｐ
	321 人以上	2.27＋106/Ｐ
総合学科	1～159 人	710/Ｐ
	160 人	4.44
	161～320 人	2.46＋316/Ｐ
	321 人以上	2.08＋438/Ｐ

（c）　通信制の課程

（単位：㎡/人）

学科	生徒数区分	１人当たり基準面積 （Ｐ＝生徒数）
全学科	1～1,199 人	740/Ｐ
	1,200 人	0.62
	1,201 人以上	0.22＋482/Ｐ

ロ　２学科以上を置く場合

各課程の各学科について、当該課程の全生徒の数を当該学科の生徒の数とみなして上記イの表を適用して得た面積を当該学科に係る生徒１人当たりの基準面積とする。

ハ　当該学校が積雪寒冷地にある場合

①　全日制の課程又は定時制の課程の場合

一級積雪寒冷地域にあっては１人当たり０．８０㎡を、二級積雪寒冷地域にあっては１人当たり０．４０㎡を上記イ又はロの規定により得た面積に加えるものとする。

②　通信制の課程の場合

一級積雪地域にあっては１人当たり０．１２㎡を、二級積雪寒冷地域にあっては１人当たり０．０６㎡を上記イ又はロの規定により得た面積に加えるものとする。

（２）産振校舎

高等学校の各課程のうち農業、水産、工業、商業、家庭、看護、情報、若しくは福祉に関する学科又は職業科目を２５単位以上開設している総合学科（以下「職業

学科」という。）を置くものの校舎に係る生徒１人当たりの産振校舎の補正面積は、当該高等学校において履修する科目の属する産業教育振興法施行令（昭和２７年９月６日政令第４０５号）別表第２欄に掲げる各科目群（以下「科目群」という。）ごとに、次のイ、ロ及びハにより算出した係数に、ニに掲げる当該科目群ごとの基準面積を乗じて得た科目群ごとの面積を合計して得た面積を、当該課程の生徒数で除して得た面積とする。

ただし、ⅰ）募集停止中の学科、ⅱ）全日制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で、全日制の課程に置かれる学科と同様の学科、ⅲ）昼間定時制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で昼間定時制の課程に置かれる学科と同様の学科及びⅳ）通信制の課程に置かれる学科（通信制の課程のみを置く高等学校の学科を除く。）は、当該高等学校における産振補正の算定の対象とはしないものとする。

イ　生徒数補正

各科目群について、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第１学年の定員の和に応じ、次表に定める係数による。

算出数	1～39 人	40～80 人	81～120 人
増減係数	50%	100%	130%
算出数	121～160 人	161～200 人	201 人以上
増減係数	140%	150%	以後 40 人増えるごとに 10%ずつ増

ロ　単位数補正

各科目群について、当該科目に属するいずれかの科目（「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」及び「産業社会と人間」を除く。）を履修する各学科における履修単位数及び第１学年の定員に基づき、当該学科における当該科目群に属する科目に係る履修単位数に当該学科の第１学年の定員を乗じて得た数の和を、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第 1 学年の定員の和で除して得た数（小数点以下第１位の数字を四捨五入するものとする。）に応じ、次表に定める係数による。

科目群	算出数による増減係数（%）

	25	50	100	150
情報基礎に関する科目群	―	1	2～6	7～
情報応用に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
生物生産に関する科目群	1～3	4～13	14～34	35～
林業に関する科目群	1～3	4～9	10～16	17～
食品科学に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
工業基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～15	16～
電子基礎に関する科目群	―	1～3	4～6	7～
機械に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
自動車に関する科目群	1～3	4～8	9～13	14～
船舶に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
電気に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
電子応用に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
建築に関する科目群	1～3	4～13	14～22	23～
設備工業に関する科目群	1～3	4～11	12～18	19～
土木・造園に関する科目群	1～3	4～13	14～30	31～
化学工業に関する科目群	1～3	4～13	14～20	21～
材料技術に関する科目群	1～3	4～10	11～17	18～
セラミックに関する科目群	1～3	4～12	13～19	20～
繊維に関する科目群	1～3	4～9	10～14	15～
インテリアに関する科目群	1～3	4～7	8～12	13～
デザインに関する科目群	1～3	4～10	11～18	19～
流通・経営に関する科目群	1～3	4～9	10～20	21～
国際経済に関する科目群	1～3	4～5	6～12	13～
水産・海洋基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～14	15～
海洋漁業に関する科目群	1～3	4～14	15～25	26～
栽培漁業に関する科目群	1～3	4～12	13～28	29～
被服に関する科目群	1～3	4～11	12～24	25～
食物に関する科目群	1～3	4～11	12～36	37～
保育・福祉に関する科目群	1～3	4～12	13～35	36～
看護に関する科目群	1～3	4～15	16～37	38～

ハ　課題研究等補正

当該高等学校において科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」

又は「産業社会と人間」を履修する場合、ロに定める方法（ロにおいて「いずれかの科目（「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」及び「産業社会と人間」を除く。）」とあるのは、「「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」又は「産業社会と人間」」と読みかえるものとする。）より算出した数に応じ、次表に定める係数による。

この場合、補正に当たっては、学科ごとに任意の１の科目群の基準面積を補正するものとする。

算出数	1～4	5～12	13～
増加係数	110%	130%	150%

二　科目群ごとの基準面積は、次表に掲げる面積とする。

（単位：㎡）

科目群	産振基準面積
情報基礎に関する科目群	490
情報応用に関する科目群	1,750
生物生産に関する科目群	8,470
林業に関する科目群	1,720
食品科学に関する科目群	2,260
工業基礎に関する科目群	1,220
電子基礎に関する科目群	440
機械に関する科目群	3,220
自動車に関する科目群	3,380
船舶に関する科目群	2,840
電気に関する科目群	1,760
電子応用に関する科目群	1,910
建築に関する科目群	1,860
設備工業に関する科目群	2,110
土木・造園に関する科目群	1,760
化学工業に関する科目群	2,130
材料技術に関する科目群	2,690
セラミックに関する科目群	2,390
繊維に関する科目群	2,200
インテリアに関する科目群	2,600
デザインに関する科目群	2,310

流通・経営に関する科目群	1,460
国際経済に関する科目群	520
水産・海洋基礎に関する科目群	1,150
海洋漁業に関する科目群	880
栽培漁業に関する科目群	1,150
被服に関する科目群	440
食物・調理に関する科目群	720
保育・福祉に関する科目群	1,170
看護に関する科目群	1,190

２　屋内運動場

（１）　温暖地

（単位：㎡/人）

区分	基準面積
1～560 人 【通信制の課程（併置課程を除く）：1 人以上】	1,589/Ｐ
561～1,120 人	2,267/Ｐ
1,121 人以上	2,882/Ｐ

（２）　積雪寒冷地

（単位：㎡/人）

区分	基準面積
1～480 人 【通信制の課程（併置課程を除く）：1 人以上】	1,648/Ｐ
481～960 人	2,337/Ｐ
961 人以上	3,000/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・各課程の生徒数（通信制の課程にあっては、生徒数に０．１５を乗じて得た数）

（注２）　一級、二級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

（注３）　併置課程に係る１人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の（ア）に掲げる生徒数を（１）又は（２）の表に適用して得た面積から、（イ）に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積（当該面積が負となるときは、零）とす

る。

併置課程の種類	（ア）	（イ）
昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	夜間定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数
通信制の課程	全課程の生徒数（通信制の課程にあっては生徒数の 0.15 を乗じて得た数）	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数と夜間定時制の課程の生徒数とのうちいずれか多い生徒数

３　寄宿舎

（単位：㎡/人）

区分	収容生徒数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～11 人	37.17－2/Ｐ
	12～23 人	38.17－14/Ｐ
	24～47 人	25.04＋301/Ｐ
	48 人	31.31
	49～71 人	21.96＋449/Ｐ
	72～107 人	26.33＋134/Ｐ
	108 人以上	23.22＋470/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・各課程の寄宿舎に収容する生徒数

（注２）　この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１人当たり１．１５㎡を加える。

（注３）　併置課程に係る１人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の（ア）に掲げる生徒数を上表に適用して得た面積から、（イ）に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積（当該面積が負となるときは、零）とする。

併置課程の種類	（ア）	（イ）

昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	全日制の課程及び定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数

第２　敷地の規模

１　校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第１により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、屋内運動場）の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

２　寄宿舎の敷地

第１により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の２倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

３　運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

８，４００㎡

４　実験実習地

事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を定める。

別紙５　特別支援学校の適正規模基準

第１　建物の規模

１　小・中学部

（１）　校舎

（単位：㎡）

区分	学級数 （重複障害学級を含む）	基準面積

視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,862
	4学級から8学級まで	2,105＋242(N－4)
	9学級から17学級まで	3,317＋170(N－9)
	18学級以上	4,850＋134(N－18)
聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,616
	4学級から8学級まで	1,869＋253(N－4)
	9学級から17学級まで	3,135＋170(N－9)
	18学級以上	4,668＋134(N－18)
知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,903
	4学級から8学級まで	2,163＋260(N－4)
	9学級から17学級まで	3,463＋200(N－9)
	18学級以上	5,263＋145(N－18)
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	2,152
	4学級から8学級まで	2,429＋276(N－4)
	9学級から17学級まで	3,808＋240(N－9)
	18学級以上	5,969＋181(N－18)
病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,576
	4学級から8学級まで	1,849＋273(N－4)
	9学級から17学級まで	3,216＋170(N－9)
	18学級以上	4,749＋134(N－18)

（注１）　Ｎ・・・学級数（重複障害学級を含む。）

（注２）　傾斜路を設ける学校の基準面積は、上表によって計算された必要面積に、１７０㎡に当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が３を超える場合には、３）を乗じて得た面積を加えた面積とする。

（注３）　この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１学級（重複障害学級を含む。）当たり７．６㎡を加える。

（注４）　視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の２以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る学級数に応ずる基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全学級数をそれぞれ当該障害区分の全学級数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の学級数により加重平均した面積とする。

（２）　屋内運動場

（単位：㎡）

区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	932	992
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1,097	1,157

（注１）　一級、二級積雪寒冷地域は、ともに寒冷地欄を用いる。

（注２）　視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る学級数に応ずる基準面積は、肢体不自由者である児童等を就学させる特別支援学校を適用して得た面積とする。

（３）　寄宿舎

イ　単一障害（肢体不自由を除く）

（単位：㎡/人）

区分	収容児童・生徒数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～35 人	33.52＋31/Ｐ
	36～71 人	24.44＋358/Ｐ
	72 人	29.42
	73 人以上	24.47＋356/Ｐ

ロ　重複障害・肢体不自由

（単位：㎡/人）

区分	収容児童・生徒数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～35 人	38.41＋80/Ｐ
	36～71 人	28.08＋452/Ｐ
	72 人	34.36
	73 人以上	28.08＋452/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・児童・生徒数

（注２）　この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１人当たり０．９０㎡を加える。

（注３）　イ及びロの障害区分の児童等を収容する寄宿舎に係る１人当たり基準面積は、イ又はロの障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全児童等の数をそれぞれ当該障害区分の児童等の数とみなして上記イ又はロの表を適用して得た面積を、当該障害区分の児童等の数により加重平均した面積とする。

２　幼稚部

（１）　校舎

（単位：㎡/人）

区分	幼児数区分	１人当たり基準面積
視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5 人	370/Ｐ
	6～14 人	34.60＋197/Ｐ
	15 人	47.73
	16～30 人	35.53＋183/Ｐ
	31 人以上	27.33＋429/Ｐ
聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5 人	370/Ｐ
	6～14 人	40.70＋167/Ｐ
	15 人	51.80
	16～30 人	35.53＋244/Ｐ
	31 人以上	27.33＋490/Ｐ
知的障害者又は病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5 人	370/Ｐ
	6～14 人	34.60＋197/Ｐ
	15 人	47.73
	16～30 人	35.53＋183/Ｐ
	31 人以上	27.33＋429/Ｐ
肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1～5 人	429/Ｐ
	6～14 人	41.00＋224/Ｐ
	15 人	55.93
	16～30 人	41.33＋219/Ｐ
	31 人以上	32.27＋491/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・幼児数。ただし、重複障害の幼児を就学させる特別支援学校にあっては、重複障害以外の幼児の数に、重複障害の幼児の数に１．６７を乗じて

得た数を加えた数（１未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を幼児数とみなす。

（注２）　この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては１人当たり１．２７㎡を加える。

（注３）　視覚障害者である幼児、聴覚障害者である幼児、知的障害者である幼児、肢体不自由者である幼児又は病弱者である幼児の２以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る１人当たりの基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

（２）　寄宿舎

イ　単一障害（肢体不自由を除く）

（単位：㎡/人）

区分	収容幼児数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～11 人	29.75＋24/Ｐ
	12～23 人	23.75＋96/Ｐ
	24 人	27.75
	25 人以上	17.92＋236/Ｐ

ロ　重複障害・肢体不自由

（単位：㎡/人）

区分	収容幼児数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～11 人	33.25＋27/Ｐ
	12～23 人	28.75＋81/Ｐ
	24 人	32.13
	25 人以上	22.17＋239/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・幼児数

（注２）　この基準は、温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１人当たり０．９０㎡を加える。

（注３）　イ及びロの障害区分の幼児を収容する寄宿舎に係る１人当たり基準面積は、イ又はロの障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児数とみなして上記イ又はロの表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

３　高等部

（１）　一般校舎

イ　併置高等部（小学部又は中学部を置く学校の高等部をいう。以下同じ）

（単位：㎡/人）

区分	生徒数区分	１人当たり基準面積
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	1,619/Ｐ
	25～71 人	21.79＋1,096/Ｐ
	72 人	37.01
	73～144 人	23.29＋988/Ｐ
	145 人以上	18.96＋1,612/Ｐ
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	1,516/Ｐ
	25～71 人	22.65＋972/Ｐ
	72 人	36.15
	73～144 人	23.32＋924/Ｐ
	145 人以上	18.94＋1,555/Ｐ
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	1,597/Ｐ
	25～71 人	22.69＋1,052/Ｐ
	72 人	37.31
	73～144 人	25.86＋824/Ｐ
	145 人以上	19.24＋1,777/Ｐ
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	1,914/Ｐ
	25～71 人	26.50＋1,278/Ｐ
	72 人	44.25
	73～144 人	29.63＋1,052/Ｐ
	145 人以上	24.67＋1,766/Ｐ
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	1,516/Ｐ
	25～71 人	22.65＋972/Ｐ
	72 人	36.15
	73～144 人	23.32＋924/Ｐ
	145 人以上	18.94＋1,555/Ｐ

ロ　単独高等部（小学部又は中学部のいずれも置かない学校の高等部をいう。以下同じ）

（単位：㎡/人）

区分	生徒数区分	１人当たり基準面積
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	2,293/Ｐ
	25～71 人	32.06＋1,524/Ｐ
	72 人	53.22
	73～144 人	19.88＋2,400/Ｐ
	145 人以上	19.26＋2,490/Ｐ
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	2,047/Ｐ
	25～71 人	33.40＋1,245/Ｐ
	72 人	50.69
	73～144 人	19.88＋2,218/Ｐ
	145 人以上	19.24＋2,310/Ｐ
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	2,170/Ｐ
	25～71 人	34.25＋1,348/Ｐ
	72 人	52.97
	73～144 人	25.28＋1,994/Ｐ
	145 人以上	20.67＋2,657/Ｐ
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	2,655/Ｐ
	25～71 人	37.44＋1,756/Ｐ
	72 人	61.83
	73～144 人	28.32＋2,413/Ｐ
	145 人以上	25.65＋2,798/Ｐ
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1～24 人	2,007/Ｐ
	25～71 人	35.92＋1,145/Ｐ
	72 人	51.82
	73～144 人	19.88＋2,299/Ｐ
	145 人以上	19.25＋2,390/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校にあっては、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に２．６７を乗じて得た数を加えた数（１未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

（注２）　この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１人当たり１．２７㎡を加える。

（注３）　傾斜路を設ける単独高等部の１人当たり基準面積は、上表によって計算された面積に、傾斜路を設ける校舎の階数に応じ、次表に掲げる面積を加

えた面積とする。

（単位：㎡）

階層	1	2	3以上
加算面積	170/P	340/P	510/P

（注４）　視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒、肢体不自由者である生徒又は病弱者である生徒の２以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る１人当たり基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

（２）　産振校舎

特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正の面積は、各学科について次の表に掲げる面積（２以上の学科を置く場合にあっては、その合計面積）を特別支援学校の高等部の生徒の数で除して得た面積とする。

（単位：㎡/人）

学科	産振補正面積
農業系学科 〔・農業園芸科　等　〕	407〔481〕
工業系学科 ・機械科 ・印刷科 ・印刷ビジネス科 ・情報機械科 ・印刷情報科 ・工業科 ・産業科 ・窯業科　　等	407〔481〕
工芸系学科 ・産業工芸科 ・工芸科	407〔481〕

・産業情報科　　等 家政系学科 （・被服科 ・色染科 ・家政科 ・生活科 ・生活情報科 ・福祉科　　等） 商業系学科 （・産業システム科 ・商業科　　等） 芸術系学科 （・デザイン科 ・音楽科　　等） 情報系学科 （・情報デザイン科 ・情報処理科　　等）	407〔481〕 244〔289〕 244〔289〕 244〔289〕
（視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ） 理療科・保健理療科 理学療法科 （理療科・保健理療科と併置する場合）	 814 733 （488）
（聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ） 理容科 歯科技工科	 326 326

（注1）　〔〕内は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正面積。

（注2）　肢体不自由者である生徒及び視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の産振補正面積は肢体不自由者である生徒に係る面積を

適用する。

（３）　屋内運動場

イ　併置高等部

①　　視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

（単位：㎡/人）

生徒数区分	１人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80 人	143/Ｐ	143/Ｐ
81～112 人	143/Ｐ	463/Ｐ
113 人以上	463/Ｐ	463/Ｐ

②　肢体不自由

（単位：㎡/人）

生徒数区分	１人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80 人	176/Ｐ	176/Ｐ
81～112 人	176/Ｐ	572/Ｐ
113 人以上	572/Ｐ	572/Ｐ

ロ　単独高等部

①　視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

（単位：㎡/人）

生徒数区分	１人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
１人以上	1,075/Ｐ	1,135/Ｐ

②　肢体不自由

（単位：㎡/人）

生徒数区分	１人当たり基準面積	
	温暖地	寒冷地
１人以上	1,273/Ｐ	1,333/Ｐ

（注１）　Ｐ・・・生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校については、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に２．６７を乗じて得た数を加えた数（１未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

（注２）　①及び②の障害区分の生徒に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る１人当たりの基準面積は、上記②の表を適用して得た面積とする。

（４）　寄宿舎

イ　併置高等部

①　　単一障害（肢体不自由を除く。）

（単位：㎡/人）

区分	収容生徒数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～35 人	34.00＋61/P
	36～71 人	27.78＋285/P
	72 人	31.74
	73 人以上	31.06＋49/P

②　重複障害・肢体不自由

（単位：㎡/人）

区分	収容生徒数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～35 人	38.96＋87/P
	36～71 人	31.75＋347/P
	72 人	36.57
	73 人以上	35.47＋79/P

ロ　単独高等部

①　　単一障害（肢体不自由を除く。）

（単位：㎡/人）

区分	収容生徒数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～35 人	40.79＋55/P
	36～71 人	32.39＋357/P

	72 人	37.35
	73 人以上	32.42＋355/P

② 重複障害・肢体不自由

（単位：㎡/人）

区分	収容生徒数の区分	１人当たり基準面積
温暖地	1～35 人	46.54＋107/P
	36～71 人	36.94＋452/P
	72 人	43.22
	73 人以上	36.94＋452/P

（注１） Ｐ・・・生徒数

（注２） この基準は温暖地の場合であり、一級及び二級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ１人当たり０．９０㎡を加える。

（注３） ①及び②の障害区分の生徒を収容する寄宿舎に係る１人当たり基準面積は、①又は②の障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒数とみなして上記①又は②の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

第２ 敷地の規模

１ 校舎、屋内運動場の敷地

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第１により算定した校舎、屋内運動場の延面積と現に使用されている校舎、屋内運動場（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、屋内運動場）の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

２ 寄宿舎の敷地

第１により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の２倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

３ 運動場

次の基準面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方

（単位：㎡）

部の種類	幼児、児童又は生徒数	基準面積
幼稚部	1人以上10人以下	360
	11人以上	360＋10×(幼児数－10)
小学部	1人以上240人以下	2,400
	241人以上	2,400＋10×(児童数－240)
中学部又は高等部	1人以上240人以下	3,600
	241人以上	3,600＋10×(生徒数－240)

（注１）　中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。

（注２）　幼稚部、小学部、中学部又は高等部の二以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

別紙６　大学の適正規模基準

第１　建物の規模

１　校舎

１個の学部のみを置く大学（専門職学部のみを置く大学（専門職大学）を除く）にあっては、下記（１）イ、ロ又は（２）の表に定める面積とし、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ下記（２）、（３）イ又はロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

専門職大学について、１個の学部のみを置く専門職大学にあっては、下記（１）ロの表に定める面積とし、複数の学部を置く専門職大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ下記（３）ロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

（１）　医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

イ　専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積

（単位：㎡）

収容定員(P) 学部の種類	200 人以下	201～400 人	401～800 人	801 人以上
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	2,644	（Ｐ－200）×661÷200＋2,644	（Ｐ－400）×1,653÷400＋3,305	（Ｐ−800）×1,322÷400＋4,958
理学関係	4,628	（Ｐ－200）×1,157÷200＋4,628	（Ｐ－400）×3,140÷400＋5,785	（Ｐ−800）×3,140÷400＋8,925
工学関係	5,289	（Ｐ－200）×1,322÷200＋5,289	（Ｐ－400）×4,628÷400＋6,611	（Ｐ−800）×4,628÷400＋11,239
農学関係・獣医学関係	5,024	（Ｐ－200）×1,256÷200＋5,024	（Ｐ－400）×4,629÷400＋6,280	（Ｐ−800）×4,629÷400＋10,909
薬学関係	4,628	（Ｐ－200）×1,157÷200＋4,628	（Ｐ－400）×1,983÷400＋5,785	（Ｐ−800）×1,983÷400＋7,768
家政関係	3,966	（Ｐ－200）×992÷200＋3,966	（Ｐ－400）×1,984÷400＋4,958	（Ｐ−800）×1,984÷400＋6,942
美術関係	3,834	（Ｐ－200）×959÷200＋3,834	（Ｐ－400）×3,140÷400＋4,793	（Ｐ−800）×3,140÷400＋7,933
音楽関係	3,438	（Ｐ－200）×859÷200＋3,438	（Ｐ－400）×2,975÷400＋4,297	（Ｐ−800）×2,975÷400＋7,272
体育関係	3,438	（Ｐ－200）×859÷200＋3,438	（Ｐ－400）×1,983÷400＋4,297	（Ｐ−800）×1,983÷400＋6,280
保健衛生学関係	3,966	（Ｐ－200）×	（Ｐ－400）×	（Ｐ−800）×

（看護学関係）		992÷200＋3,966	1,984÷400＋4,958	1,984÷400＋6,942
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	4,628	（Ｐ－200）×1,157÷200＋4,628	（Ｐ－400）×3,140÷400＋5,785	（Ｐ−800）×3,140÷400＋8,925

ロ　専門職学部に係る基準校舎面積

（単位：㎡）

収容定員（P）／学部の種類	100人以下	101～200人	201～400人	401～800人	801人以上
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	2,314	（Ｐ－100）×330÷100＋2,314	（Ｐ－200）×661÷200＋2,644	（Ｐ－400）×1,653÷400＋3,305	（Ｐ−800）×1,322÷400＋4,958
理学関係	4,049	（Ｐ－100）×579÷100＋4,049	（Ｐ－200）×1,157÷200＋4,628	（Ｐ－400）×3,140÷400＋5,785	（Ｐ−800）×3,140÷400＋8,925
工学関係	4,628	（Ｐ－100）×661÷100＋4,628	（Ｐ－200）×1,322÷200＋5,289	（Ｐ－400）×4,628÷400＋6,611	（Ｐ−800）×4,628÷400＋11,239
農学関係	4,396	（Ｐ－100）×628÷100＋4,396	（Ｐ－200）×1,256÷200＋5,024	（Ｐ－400）×4,629÷400＋6,280	（Ｐ−800）×4,629÷400＋10,909
薬学関係	4,049	（Ｐ－100）×579÷100＋4,049	（Ｐ－200）×1,157÷200＋4,628	（Ｐ－400）×1,983÷400＋5,785	（Ｐ−800）×1,983÷400＋7,768
家政関係	3,470	（Ｐ－100）×496÷100＋3,470	（Ｐ－200）×992÷200＋3,966	（Ｐ－400）×1,984÷400＋4,958	（Ｐ−800）×1,984÷400＋6,942

美術関係	3,355	（Ｐ－100）×479÷100＋3,355	（Ｐ－200）×959÷200＋3,834	（Ｐ－400）×3,140÷400＋4,793	（Ｐ−800）×3,140÷400＋7,933
音楽関係	3,009	（Ｐ－100）×429÷100＋3,009	（Ｐ－200）×859÷200＋3,438	（Ｐ－400）×2,975÷400＋4,297	（Ｐ−800）×2,975÷400＋7,272
体育関係	3,009	（Ｐ－100）×429÷100＋3,009	（Ｐ－200）×859÷200＋3,438	（Ｐ－400）×1,983÷400＋4,297	（Ｐ−800）×1,983÷400＋6,280
保健衛生学関係（看護学関係）	3,470	（Ｐ－100）×496÷100＋3,470	（Ｐ－200）×992÷200＋3,966	（Ｐ－400）×1,984÷400＋4,958	（Ｐ−800）×1,984÷400＋6,942
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	4,049	（Ｐ－100）×579÷100＋4,049	（Ｐ－200）×1,157÷200＋4,628	（Ｐ－400）×3,140÷400＋5,785	（Ｐ−800）×3,140÷400＋8,925

（２）医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積

（単位：㎡）

収容定員／学部の種類	360 人以下	361～480 人	481～600 人	601～720 人	721～840 人	841～960 人
医学関係	12,650	14,300	16,750	18,250	－	－
歯学関係	8,850	9,600	10,350	11,200	11,950	13,100

（注）附属病院を設置する場合には以下のとおり。

（単位：㎡）

収容定員／学部の種類	360 人以下	361～480 人	481～600 人	601～720 人	721～840 人	841～960 人
医学関係	28,050	31,100	33,100	35,100	－	－
歯学関係	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200

（３）医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

イ　専門職学部以外の学部に係る加算校舎面積

（単位：㎡）

収容定員 / 学部の種類	200人以下	201～400人	401～600人	601～800人	801～1,000人	1,001～1,200人	1,201～1,400人	1,401～1,600人	1,601～1,800人	1,801～2,000人
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
理学関係	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195
工学関係	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305
農学関係獣医学関係	3,636	4,628	6,942	9,256	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
薬学関係	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067
家政関係	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
美術関係	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534
音楽関係	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038
体育関係	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056
保健衛生学関係（看護学関係）	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
保健衛生	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195

学関係（看護学関係を除く）										

（注）　収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

ロ　専門職学部に係る加算校舎面積

（単位：㎡）

学部の種類＼収容定員	100人以下	101～200人	201～400人	401～600人	601～800人	801～1,000人	1,001～1,200人	1,201～1,400人	1,401～1,600人	1,601～1,800人	1,801～2,000人
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係	1,505	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
理学関係	2,777	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195
工学関係	3,355	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305
農学関係	3,140	3,636	4,628	6,942	9,256	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
薬学関係	2,891	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067
家政関係	2,198	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
美術関係	2,314	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534
音楽関係	2,198	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038
体育関係	2,429	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056
保健衛生学関係（看	2,198	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075

護学関係）											
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	2,777	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,247	11,734	13,221	14,708	16,195

（注）　収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

なお、大学院を併設する場合（単独で設置する大学院大学を除く。）について、大学院は大学の施設を共用できることから、原則として適正規模に加算しないものとする。

また、学部を２学部以上設置する場合は、利用計画等を十分精査のうえ、各学部が共同に使用する施設（図書館、医務室、事務室等）について適正規模を重複して算定することがないよう留意すること。

２　体育館、スポーツ施設、講堂、寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

上記施設を設置する場合は、事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積に限り加算するものとする。

第２　敷地の規模

１　校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、第１により算定した校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設の延面積と現に使用されている校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設（新たに貸付ける場合は相手方利用計画による校舎、体育館、スポーツ施設、講堂、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設）の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

２　寄宿舎の敷地

第１により算定した寄宿舎の延面積と相手方利用計画による寄宿舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の２倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定め

る。

３　運動場の場合

第１により算定した校舎の延面積と相手方利用計画による校舎の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍の面積と相手方利用計画による運動場の面積のいずれか小さい方。

４　実験実習地

事業の許認可等の権限を有する関係官庁により、事業計画及び利用計画等が認められる面積を定める。

別紙７　短期大学の適正規模基準

第１　建物の規模

１　校舎

一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあっては、下記（１）の表に定める面積とする。二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあっては、当該二以上の分野のうち、同表の同一分野に属する学科の収容定員の５０人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に、当該分野以外の分野についてのそれぞれ（２）の表に定める面積を合計した面積を加えた面積とする。

（１）基準校舎面積

（単位：㎡）

収容定員 ＼ 学科の種類	50人以下	51～100人	101～150人	151～200人	201～250人	251～300人	301～350人	351～400人	401～450人	451～500人	501～550人	551～600人
文学関係 法学関係 経済学関係 社会学・社会福祉学関係	1,500	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650

教育学・保育学関係 家政関係 保健衛生学関係（看護学関係）	1,900	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
理学関係 農学関係	1,850	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
工学関係	1,950	2,100	2,250	2,500	2,900	3,350	3,800	4,250	4,750	5,200	5,650	6,100
体育関係	1,550	1,700	1,850	2,050	2,250	2,500	2,750	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000
美術関係	1,750	1,900	2,050	2,250	2,600	3,000	3,350	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350
音楽関係	1,550	1,700	1,850	2,050	2,350	2,700	3,100	3,450	3,800	4,200	4,550	4,950
保健衛生学関係（看護学関係を除く）	1,750	1,850	1,950	2,200	2,450	2,800	3,100	3,400	3,750	4,050	4,350	4,650

（注）　同一分野に属する学科の収容定員が６００人を超える場合には、５０人を増すごとに、（１）の表に定める６００人までの場合の面積から５５０人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

（２）加算校舎面積

（単位：㎡）

収容定員 学科の種類	50人以下	51～100人	101～200人	201～300人	301～400人	401～500人	501～600人
文学関係 法学関係 経済学関係 社会学・社	850	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050

会福祉学関係							
教育学・保育学関係家政関係保健衛生学関係（看護学関係）	1,100	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
理学関係農学関係	1,300	1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
工学関係	1,300	1,500	1,900	2,850	3,750	4,700	5,600
体育関係	1,250	1,400	1,700	2,200	2,700	3,200	3,850
美術関係	1,150	1,300	1,650	3,300	3,300	4,050	4,800
音楽関係	1,100	1,250	1,550	3,150	3,150	3,800	4,550
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	1,100	1,250	1,600	2,250	2,850	3,500	4,100

（注）収容定員が６００人を超える場合は、１００人増すごとに、６００人までの場合の面積から５００人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

２　体育館、スポーツ施設、講堂、寄宿舎、課外活動施設、その他の厚生補導に関する施設

大学の基準を準用する。

第２　敷地の規模

大学の基準を準用する。

別紙８　高等専門学校の適正規模基準

第１　建物の規模

１　校舎

（単位：㎡）

入学定員に係る学級数（Ｎ）	１	２	３	４	５	６	７以上

必要面積	1,652.89	2,644.63	3,471.07	4,132.23	4,793.39	5,289.26	5,289.26 ＋330.58 ×（N－6）

２　屋内運動場及び寄宿舎

高等学校の基準を準用する。

第２　敷地の規模

高等学校の基準を準用する。

別紙９　学校給食施設の適正規模基準

第１　建物の規模

１　単独校調理場（１つの学校の学校給食に必要な施設をいう。）

（１）調理場施設等

（単位：㎡）

区分	児童等の数	基準面積
調理場施設	200人以下	170
	201人～400人	213
	401 人～600 人	266
	601 人～900 人	319
	901 人～1,200 人	361
	1,201人～1,500人	383
	1,501人以上	406㎡に、1,501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積
食品貯蔵施設（へき地の学校に限る）	150人以下	4
	151人～300人	7
	301人以上	10

（注）「へき地の学校」とは、へき地教育振興法第５条の２に規定するへき地手当の支給に関し、へき地学校として指定された学校をいう。

（２）炊飯給食施設

（単位：㎡）

児童等の数	基準面積
200人以下	9
201人～400人	14

401 人～600 人	18
601 人～900 人	21
901 人～1,200 人	25
1,201人～1,500人	28
1,501人以上	32㎡に、1,501人を超える300人ごとに3㎡を加えた面積

（注）原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合（増築含む。）に対象とする。

（３）アレルギー対策室

（単位：㎡）

児童等の数	基準面積
200人以下	1
201人～400人	3
401 人～600 人	4
601 人～900 人	6
901 人～1,200 人	8
1,201人～1,500人	11
1,501人以上	11

２　共同調理場（２つ以上の学校の学校給食に必要な施設をいう。）

（１）共同調理場

（単位：㎡）

児童等の数	基準面積
500人以下	374
501人～1,000人	465
1,001人～2,000人	884
2,001人～3,000人	1,288
3,001 人～4,000 人	1,679
4,001 人～5,000 人	1,925
5,001 人～6,000 人	2,195
6,001 人～7,000 人	2,480
7,001人以上	2,802㎡に、7,001人を超える1,000人ごとに285㎡を加えた面積

（２）炊飯給食施設

（単位：㎡）

児童等の数	基準面積
500人以下	25
501人～1,000人	34
1,001人～2,000人	43
2,001人～3,000人	55
3,001 人～4,000 人	66
4,001 人～5,000 人	78
5,001 人～6,000 人	89
6,001 人～7,000 人	101
7,001人以上	112㎡に、7,001人を超える1,000人ごとに12㎡を加えた面積

（注）原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合（増築含む。）に対象とする。

（３）アレルギー対策室

（単位：㎡）

児童等の数	基準面積
500人以下	4
501人～1,000人	7
1,001人～2,000人	14
2,001人～3,000人	21
3,001 人～4,000 人	28
4,001 人～5,000 人	35
5,001 人～6,000 人	42
6,001 人～7,000 人	50
7,001人以上	50

第２　敷地の規模

敷地の適正規模は、次のとおりとする。

１　当該学校給食施設が独立した建物として設置される場合又は校舎・屋内運動場の建物内に併設される場合は、財務局長等は、地方の実情を勘案し、原則として、上記１により算定した学校給食施設の延面積と現に使用されている学校給食施設（新

たに貸付ける場合は相手方利用計画による学校給食施設）の延面積のいずれか小さい方の延面積の３倍以内で定める。

なお、地方の実情を勘案する方法については、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」によることとする。

２　当該学校給食施設が寄宿舎の建物に併設される場合は、上記１により算定した学校給食施設の延面積と相手方利用計画による学校給食施設の延面積のいずれか小さい方の延面積の２倍以内で、財務局長等が地方の実情を勘案して定める。

別紙１０　職業能力開発校等の適正規模基準

第１　建物の規模

次に掲げる基準により算定する。

（単位：㎡）

規模	訓練期間 ＼ 専攻科 ＼ 訓練系	園芸サービス系		金属材料系		金属加工系		
		園芸科	造園科	鋳造科	鍛造科	塑性加工科	溶接科	構造物鉄工科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	442	462	711	809	808	678	803
	2年制	700	620	946	1,136	1,095	837	1,027
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	628	678	880	1,033	1,047	938	1,064
	2年制	888	838	1,236	1,428	1,375	1,089	1,400

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		機械系			
		機械加工科	精密加工科	機械製図科	機械技術科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,148	1,149	295	1,115
	2年制	1,487	1,393	440	1,454
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,531	1,483	472	1,498
	2年制	1,929	1,768	721	1,896

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		電気・電子系					
		電気機器科	電子機器科	電気通信設備科	電気製図科	コンピュータ制御科	製造設備科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	790	618	523	320	440	846
	2年制	949	770	603	460	635	1,033
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,044	922	725	515	635	1,205
	2年制	1,207	1,145	863	751	768	1,408

訓練系		電力系			
規模	訓練期間 ＼ 専攻科	電気工事科	送配電科	電気設備管理科	電気設備科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	665	752	765	645
	2年制	871	778	1,014	864
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	949	1,118	1,001	929
	2年制	1,127	1,146	1,232	1,120

練系		第一種自動車系	第二種自動車系		航空機系	精密機器系		製材機械系
規模	訓練期間 ＼ 専攻科	自動車整備科	自動車整備科	自動車車体整備科	航空機整備科	計測機器製造科	時計修理科	製材機械整備科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	885	1,214	1,134	6,261	445	225	751
	2年制	1,214	―	1,134	6,324	602	225	1,021
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,154	1,555	1,475	6,998	627	335	972
	2年制	1,555	―	1,475	7,061	863	335	1,346

訓練系		機械整備系		縫製機械系	製織系	染色系	アパレル系	
専攻科 / 訓練期間 / 規模		建設機械整備科	農業機械整備科	縫製機械整備科	織機調整科	染色科	洋裁科	縫製科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,205	555	412	582	645	448	418
	2年制	1,650	865	432	724	913	548	645
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	1,574	846	681	801	979	615	632
	2年制	2,118	1,120	705	990	1,221	758	913

訓練系		アパレル系		裁縫系	木材加工系		紙加工系
専攻科 / 訓練期間 / 規模		洋服科	ニット科	和裁科	木型科	木工科	紙器製造科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	408	378	215	883	904	372
	2年制	518	488	285	893	1,227	482
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	565	535	312	1,209	1,242	602
	2年制	698	668	403	1,225	1,560	668

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		印刷・製本系		デザイン系		プラスチック系	レザー加工系
		製版科・印刷科	製本科	広告美術科	工業デザイン科及び商業デザイン科	プラスチック製品成形科	靴製造科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	642	425	628	375	588	413
	2年制	885	455	845	505	792	555
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	870	622	882	576	799	582
	2年制	1,178	660	1,106	724	1,020	728

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		通信系	ガラス加工系	窯業製品系	石材系	食品加工系	
		電気通信科	ガラス製品製造科	陶磁器製造科	石材加工科	パン・菓子製造科	食肉加工科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	506	642	825	693	239	726
	2年制	681	895	1,175	893	289	836
50人を1	1年制	725	882	1,152	998	328	920

訓練単位として訓練を行う場合	2年制	939	1,103	1,483	1,398	404	1,046

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		建築施工系						建築外装系
		木造建築科	プレハブ建築科	枠組壁建築科	鉄筋コンクリート施工科	とび科	建築設計科	サッシ・ガラス施工科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	597	777	567	553	625	295	422
	2年制	798	928	768	840	925	440	510
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	915	1,045	865	909	989	472	542
	2年制	1,083	1,243	1,033	1,048	1,143	721	603

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		建築内装系		建築仕上系		設備施工系		
		インテリア・サービス科	表具科	左官・タイル施行科	ブロック施行科	冷凍空調設備科	配管科	住宅設備機器科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	722	458	432	467	736	628	628
	2年制	872	565	590	623	822	825	825
50人を1訓練単位として訓	1年制	909	602	622	655	854	849	849
	2年制	1,060	743	773	810	1,055	1,110	1,110

練を行う場合								

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		土木系		設備管理・運転系		揚重運搬機械運転系		
		土木施工科	測量・設計科	ボイラー運転科	ビル管理科	クレーン運転科	建設機械運転科	港湾荷役科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	447	215	220	485	1,294	464	739
	2年制	597	238	220	495	1,322	474	1,034
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	629	355	300	682	1,534	720	1,066
	2年制	820	388	300	698	1,575	736	1,597

訓練系 / 専攻科 / 訓練期間 / 規模		化学系		工芸系				
		化学分析科	公害検査科	木材工芸科	竹工芸科	漆器科	貴金属・宝石科	印章彫刻科
30人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	460	547	605	498	289	418	205
	2年制	600	687	787	750	299	515	215
50人を1訓練単位として訓練を行う場合	1年制	642	759	809	749	439	552	317
	2年制	736	853	1,005	1,065	455	653	333

訓練系		塗装系			義肢・装具系
専攻科		金属塗装科	建築塗装科	木工塗装科	義肢・装具科
規模	訓練期間				
30 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	890	740	770	602
	2 年制	1,107	957	987	890
50 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	1,164	1,014	1,044	896
	2 年制	1,370	1,220	1,250	1,206

訓練系		オフィスビジネス系					流通ビジネス系
専攻科		電話交換科	ＯＡ事務科	経理事務科	一般事務科	貿易事務科	ショップマネジメント科・流通マネジメント科
規模	訓練期間						
30 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	175	385	180	225	195	227
	2 年制	185	560	250	295	285	297
50 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	287	557	278	353	302	364
	2 年制	303	818	394	469	438	460

訓練系		社会福祉系	理・美容系		接客サービス系	
専攻科		介護サービス科	理容科	美容科	ホテル・旅館・レストラン科	観光ビジネス科
規模	訓練期間					
30 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	1,105	250	250	291	207
	2 年制	―	250	250	397	267
50 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	1,796	410	410	464	334
	2 年制	―	410	410	628	420

訓練系		調理系	保健医療系	メカトロニクス系	第１種情報処理系
専攻科		日本・中国・西洋料理科	臨床検査科	メカトロニクス科	ＯＡシステム科・ソフトウェア管理科・データベース管理科
規模	訓練期間				
30 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	475	736	1,695	455
	2 年制	535	―	1,695	465
50 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	597	972	2,370	692
	2 年制	673	―	2,370	705

訓練系		第２種情報処理系
専攻科		プログラム設計科・システム設計科・データベース設計科
規模	訓練期間	
30 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	455
	2 年制	465
50 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1 年制	692
	2 年制	705

訓練系	機械システム系			電気・電子システム系		
専攻科	生産技術科	制御技術科・精密電子機械科・メカトロニクス技術科	産業機械科	電気技術科	電子技術科	電気エネルギー制御科
規模						
20 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1,785	1,830	2,035	835	835	875
40 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	2,288	2,338	2,528	1,638	1,618	1,718

訓練系	生産システム技術系					輸送機械整備技術系	テキスタイル技術系
専攻科	生産電気システム技術科	生産機械システム技術科	生産電子システム技術科	生産情報システム技術科	生産電子情報システム技術科	航空機整備科	染織技術科
規模							

20人を1訓練単位として訓練を行う場合	985	1,395	835	895	745	4,090	1,315
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	1,925	1,868	1,608	1,568	1,608	4,788	2,473

訓練系	服飾技術系		食品製造技術系	居住システム系				居住建築システム技術系
専攻科	アパレル技術科	和裁技術科	製パン・製菓技術科	住居環境科	建築科・建築物仕上科	建築設備科	インテリア科	建築施工システム技術科
規模								
20人を1訓練単位として訓練を行う場合	498	205	184	1,230	1,240	1,130	1,335	2,110
40人を1訓練単位として訓練を行う場合	772	328	328	2,208	2,268	2,078	2,488	3,748

訓練系	化学システム系		エネルギー技術系	デザインシステム系	ビジネス技術系
専攻科	環境化学科	産業化学科	原子力科	産業デザイン科	ビジネスマネジメント科
規模					

20 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	760	760	1,395	1,160	305
40 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1,078	1,078	1,795	2,063	588

訓練系	物流システム系		接客サービス技術系	調理技術系	情報システム系		電子情報制御システム系
専攻科 / 規模	港湾流通科	物流情報科	ホテルビジネス科	調理技術科	情報技術科	情報処理科	電子情報技術科
20 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	995	945	485	475	515	515	535
40 人を 1 訓練単位として訓練を行う場合	1,663	1,573	935	597	915	915	955

第２　敷地（屋外実習場）の規模

１　屋外運動場を設置する場合には、次の割合により算定した面積を加算することができる。

（１）　訓練生の数が１００人以下の場合
訓練生１人につき３０平方メートル

（２）　訓練生の数が１００人をこえる場合
訓練生の数が１０１人から５００人までであるときは１００人を超える１人につき１０平方メートル、訓練生の数が５００人を超えるときは、５００人を超える１人につき３平方メートルとしてそれぞれ計算して得た面積を上記１に掲げる面積に加えたものとすること。

２　運転施工実習場又は屋外実習場を設置する場合には、次の表に掲げる面積を加算することができる。

（単位：㎡）

訓練系	専攻系	訓練期間	規模	
			30人を1単位として訓練する場合	50人を1単位として訓練する場合
園芸サービス系	園芸科	１年制	450	750
		２年制	800	1,330
	造園科	１年制	450	750
		２年制	800	1,330
機械整備系	建設機械整備科	１年制	3,000	3,000
		２年制	3,000	3,000
土木系	土木施工科	１年制	10,000	15,000
		２年制	15,000	20,000
楊重運搬機械運転系	クレーン運転科	１年制	5,000	8,000
		２年制	5,000	8,000
	建設機械運転科	１年制	6,000	10,000
		２年制	6,000	10,000
	港湾荷役科	１年制	5,000	8,000
		２年制	8,000	10,000

（単位：㎡）

訓練系	専攻系	規模	
		20人を1訓練単位として訓練する場合	40人を1訓練単位として訓練する場合
物流システム系	港湾流通科	5,000	8,000
	物流情報科	5,000	8,000

別 添

「計算例」Ⅰ

一区画の土地に３条施設の用に供される施設が別棟として、２棟以上建設される場合（通達記の第１の２の（１）のロのⅱ）

１．事例

（１） 売払対象物件　　土地　　１，２００㎡

（２） 相手方利用計画　Ａ棟　　幼稚園

Ｂ棟　　保育所

２．適正規模等の計算

（１） 各施設ごとに算定した適正規模等

	適正規模	準適正規模
Ａ棟	３００	１５０
Ｂ棟	４００	２００

（２） 適正規模等

適正規模　　３００＋４００＝７００㎡

準適正規模　１５０＋２００＝３５０㎡

時価売払いの面積　１，２００－（７００＋３５０）＝１５０㎡

（注）① 上記事例においてＡ棟、Ｂ棟の敷地が利用計画図等により明確に敷地面積が区分され、かつ完全に別々に機能していると見られる場合は、各施設の用に供される区画ごとに適正規模等を決定すること。

なお、その他の場合については、各施設にかかる敷地の適正規模面積の合計として差支えない。

② 本計算例は、建物の敷地についての設例であり、運動場、作業場等については考慮していない。従って併設される施設に、運動場、作業場等を設ける場合には、別途計算すること。（以下「計算例」において同じ。）

「計算例」Ⅱ～ａ

１棟の建物に２以上の３条施設が併設される場合で、設置者が同一の場合（通達記の第１の２の（１）のロのⅲのａ）

１．事例

（１） 売払対象物件　　土地　　３，５００㎡

（２） 相手方の利用計画

（単位：㎡）

階別	施設別			
	公営住宅	幼稚園	保育所	計
４～１０	２，２４０			２，２４０
３		３２０		３２０
２		３２０		３２０
１			３２０	３２０
計	２，２４０	６４０	３２０	３，２００

２．適正規模等の計算

併設される施設のうち主たる施設は公営住宅であるので、公営住宅の場合の算定基準（※）を適用して算定する。

（※）建面積（３２０㎡）に２０分の１００を乗じたもの。

適正規模　　３２０×１００／２０＝１，６００㎡

準適正規模　　１，６００×０．５＝８００㎡

時価売払いの面積　３，５００－（１，６００＋８００）＝１，１００㎡

（注）① １棟の建物に併設される各３条施設のうち、いずれが主たる施設であるかの判定は、専用部分の建物の延床面積によることとし、その最大のものを主たる施設とすることを基本とする。

② 併設施設の敷地の適正規模の認定基準が同一である場合（例えば、保育所及び児童館のように併設施設の全てが建面積を基に敷地の規模面積を算定する場合）には、併せて、一つの施設とみなして取扱うものとする。

③ 適正規模及び準適正規模算定にあたっては、小数点以下第３位切り捨て。

「計算例」Ⅱ～ｂ

１棟の建物に２以上の３条施設が併設される場合で、設置者が異なる場合（通達記の第１の２の（１）のロのⅲのｂ）

１．事例

「計算例」Ⅱ～ａの１に掲げる事例の場合で設置者が、公営住宅は県、幼稚園及び保育所は市とする。

２．適正規模等の計算

「計算例」Ⅱ～ａの２によって算定した全体の適正規模等の面積に、公営住宅又は幼稚園及び保育所に係る規模率をそれぞれ乗じて得た面積をもって、各設置者ごとの適正規模等の面積とする。

（１）規模率の算定

規模率は、各施設ごとの床面積を基準として次により計算する。

イ．算定式

公営住宅の規模率 ＝ A ／（A＋B）

幼稚園及び保育所の規模率 ＝ B ／（A＋B）

記号の説明

A ：公営住宅の床面積（㎡未満は、四捨五入以下同じ。）

B ：公営住宅以外の３条施設の床面積

（注） ① 共用部分の床面積は、当該建物全体の各施設ごとの専用部分の延面積の割合によって各階ごとにあん分する。

ただし、同一階に設置者の異なる複数の３条施設又は３条施設とそれ以外の施設がある場合には

・共用部分が明確にその階のうちの１つの施設の用にのみ供するものと区分できる場合には、当該施設の専用部分と算定

・同一階内では各施設の専用部分と明確に区分できないが、同一階内の各施設のみの共用部分として区分可能な場合には、建物全体ではなく、各階ごと各施設の専用部分の延面積の割合によってあん分する。

② 屋上は、原則として規模率算定の対象としないものとするが、特定の用途（例えば、消防用の望楼の基礎）に供される場合で、

財務局長等が特に必要があると認めるときは、対象とすることができる。

ロ．規模率の計算例

公営住宅の規模率 ＝ A ／（A＋B）
＝ ２，２４０／
（２，２４０＋３２０＋３２０＋３２０）
＝ ２，２４０／３，２００
＝０．７

幼稚園及び保育所の規模率 ＝ B ／（A＋B）
＝（３２０＋３２０＋３２０） ／
（２，２４０＋３２０＋３２０＋３２０）
＝９６０／３，２００
＝０．３

（注）規模率は、小数点以下第４位を四捨五入する。
ただし、規模率が０となる施設がある場合には、小数点以下第５位を四捨五入する。

（２） 適正規模等の計算

イ．公営住宅（相手方、県）に係るもの

適正規模	１，６００×０．７＝１，１２０㎡
準適正規模	８００×０．７＝５６０㎡
時価売払いの面積	１，１００×０．７＝７７０㎡

ロ．幼稚園及び保育所（相手方、市）に係るもの

適正規模	１，６００×０．３＝４８０㎡
準適正規模	８００×０．３＝２４０㎡
時価売払いの面積	１，１００×０．３＝３３０㎡

（注）① 売払対象物件の面積が併設建物の全体を１施設とみなして算定した仮の計算上の適正規模等の面積を下まわる場合には、売払対象物件の面積の範囲内で全体の仮の適正規模等の面積を定め、これに規模率を乗じて算定する。

（１棟の併設建物において、設置者が異なる場合又は３条施設とそれ以外の施設が併設される場合等、適正規模の算定に当り、規模率を使用する場合において、以下同じ。）

この場合の算定方法は以下Ａ及びＢの例による。

Ａ．売払対象物件　土地２，０００㎡と仮定する。

売払対象物件２，０００㎡のうち１，６００㎡は適正規模にあて、残４００㎡を準適正規模とする。

適正規模等の計算

イ．公営住宅（相手方、県）に係るもの

適正規模　１，６００×０．７＝１，１２０㎡

準適正規模　　４００×０．７＝２８０㎡

ロ．幼稚園及び保育所（相手方、市）に係るもの

適正規模　１，６００×０．３＝４８０㎡

準適正規模　　４００×０．３＝１２０㎡

Ｂ．売払対象物件　土地１，５００㎡と仮定する。

この場合は、売払対象物件の面積が仮の適正規模の面積の範囲内であるから、全て適正規模となり準適正規模はない。

適正規模等の計算

イ．公営住宅（相手方、県）に係るもの

適正規模　１，５００×０．７＝１，０５０㎡

ロ．幼稚園及び保健所（相手方、市）に係るもの

適正規模　１，５００×０．３＝４５０㎡

②　設例において、仮に、保育所が無償貸付の対象になる場合であっても、その敷地部分のみを貸付け、その他の部分を売払うという方法はとらないものとする。

③　規模率を乗じた適正規模等の算定にあたっては、小数点以下第３位を四捨五入する。

「計算例」Ⅲ

１棟の建物に、３条施設とそれ以外の施設が併設される場合（通達記の第１の２の（１）のロのⅳ）

（その１）

１棟の建物に３条施設と時価対象施設とが併設される場合

１．事例

（１）売払対象物件　土地８００㎡

（２）相手方利用計画

（単位：㎡）

階別	施設別		
	児童館（減額）	市庁舎（時価）	計
３	２４０		２４０
２	１８０	６０	２４０
１		２４０	２４０
計	４２０	３００	７２０

２．適正規模等の計算

（１）建物の全体が児童館の用に供されるものとして、へき地診療所の場合の基準を適用して全体の敷地の仮の適正規模等を算定する。

仮の適正規模　　２１７．６×１０／６＝３６２．６６㎡

仮の準適正規模　３６２．６６×０．５＝１８１．３３㎡

（注）①　相手方の利用計画による建物の建面積（２４０㎡）が児童館（小型）にかかる建物の適正規模の面積（２１７．６㎡）を超えているので、敷地の仮の適正規模等は、上記のとおり算定することになる。（通達の別表の「へき地診療所」の場合の建物敷地の適正規模認定基準の（注）参照）

②　建蔽率は、６０％と仮定。

（２）　規模率の算定

イ．算定式

児童館の規模率＝ B ／（B＋D）

記号の説明

B ：計算例Ⅱ～ｂの２の（１）のイに同じ

D ：時価対象施設のうち公的施設で営利を目的としないものの床面積

（注）　計算例Ⅱ～ｂの２の（１）のイの（注）①及び②に同じ

ロ．規模率の計算例

児童館の規模率＝ B ／（B＋D）
＝（１８０＋２４０）／
（１８０＋２４０＋２４０＋６０）
＝４２０／７２０ ＝０．５８３３ ≒０．５８３

（３） 適正規模等の計算

適正規模　３６２．６６×０．５８３＝２１１．４３㎡
準適正規模　１８１．３３×０．５８３＝１０５．７２㎡

（その２）

１棟の建物に３条施設、無償対象施設及び時価対象施設が併設される場合

１．事例

（１） 貸付対象物件　土地 ２，０００㎡

（２） 相手方の利用計画

（単位：㎡）

階別	施　設　別				
	幼稚園（減額）	児童館（減額）	保育所（無償）	市庁舎（時価）	計
３	３００	２００		１００	６００
２	３００		３００		６００
１			６００		６００
計	６００	２００	９００	１００	１，８００

２．適正規模等の計算

（１） 建物の適正規模

幼稚園　３０７㎡
児童館（小型）　２１７．６㎡
保育所　９００㎡
計　１，４２４．６㎡

（２） 建物全体の敷地の仮の適正規模等

併設される各施設のうち、主たる施設は保育所及び児童館（計算例のⅡ～ａの２の（注）の①、②参照）であるから、建物の全体が保育所又は児童館の用に供されるものとしてへき地診療所の場合の基準を適用し、全体の敷地の仮の適正規模等を算定する。即ち、相手方の利用計画による建物の建面積（６００

㎡）が、幼稚園、児童館及び保育所の建物の適正規模を合算した面積（１，４２４．６㎡）を下回っているので、当該利用計画による建物の建面積を基準として、次のとおり計算する。

適正規模　　６００×１０／６＝１，０００㎡
準適正規模　１，０００×０．５＝５００㎡

（３）規模率の算定

イ．算定式

幼稚園及び児童館の規模率＝ B ／ (B＋C＋D)

保育所の規模率＝ C ／ (B＋C＋D)

記号の説明
B ：計算例Ⅱ～ｂの２の（１）のイに同じ
D ：計算例Ⅲ(その１)の２の（３）のイに同じ
C ：無償対象施設の床面積
(注) 計算例Ⅱ～ｂの２の（１）のイの(注)①及び②に同じ

ロ．規模率の計算

幼稚園及び児童館の規模率＝ B ／ (B＋C＋D)
＝（３００＋５００）／
（３００＋５００＋６００＋３００＋１００）
＝８００／１，８００
＝０．４４４４ ≒０．４４４

保育所の規模率　＝ C ／ (B＋C＋D)
＝（６００＋３００）／
（３００＋５００＋６００＋３００＋１００）
＝９００／１，８００ ＝０．５

時価貸付の規模率＝１－(幼稚園及び児童館の規模率＋保育所の規模率)
＝１－(０．４４４＋０．５)＝０．０５６

（４）　減額貸付等の面積の計算

イ．減額貸付（幼稚園及び児童館）面積

適正規模　　１，０００×０．４４４＝４４４㎡

準適正規模　　５００×０．４４４＝２２２㎡

ロ．無償貸付（保育所）面積

（１，０００＋５００）×０．５＝７５０㎡

ハ．時価貸付（市庁舎）面積

１，５００×０．０５６＝８４㎡

「計算例」Ⅳ

地形狭長等単独利用困難な土地（以下「単困財産」という。）を譲渡等する場合の具体的な取扱いは次のとおりとする。

（１）　普通財産のすべてが単困財産の場合

当該３条施設にかかる適正規模・準適正規模を算出のうえ、その範囲内で減額譲渡等を行うこととする。

普通財産　　５００㎡（すべて単困財産）
相手方保有地　１，７００㎡
適正規模　　１，０００㎡
準適正規模　　５００㎡

この場合、普通財産は次のとおり区分される。

<table>
<tr><td>普通財産
５００</td><td colspan="2">相手方保有地
１，７００</td></tr>
<tr><td colspan="2">適正規模
１，０００</td><td>準適正規模
５００</td></tr>
</table>

したがって、普通財産５００㎡は適正規模の減額率を適用できる。

（注）　平成１４年３月２９日付蔵理第１１６９号「優遇措置の取扱いについて」通達に留意すること。

（２）　普通財産が単困財産とそれ以外のもの（未利用地等）の場合

当該３条施設にかかる適正規模・準適正規模を算出のうえ、単困財産については、その範囲内で減額譲渡等を行うこととし、それ以外のもの（未利用地等）については、別途本通達記の第１の２の（１）のハのⅲ「普通財産と相手方保有財産とを一体として３条施設に供する場合」によるものとする。

普通財産　　２，２００㎡
（うち単困財産　　４００㎡）
相手方保有地　１，４００㎡
適正規模　　１，０００㎡
準適正規模　　５００㎡

図① 単困財産の部分

<table>
<tr><td>単困財産
４００</td><td></td></tr>
<tr><td>適正規模
１，０００</td><td>準適正規模
５００</td></tr>
</table>

この場合、上記（１）「普通財産のすべてが単困財産の場合」に基づき算出する。

図② 未利用地等の部分

<table>
<tr><td colspan="2">相手方保有地（※）
１，４００</td><td>未利用地等
１，８００</td></tr>
<tr><td>適正規模
１，０００</td><td>準適正規模
５００</td><td>時価
１，７００</td></tr>
</table>

※相手方保有地には、単困財産を含まない。

この場合、単困財産とは別に本通達記の第１の２の（１）のハのⅲ「普通財産と相手方保有財産とを一体として３条施設に供する場合」に基づき算出する。

したがって、本事例の場合は次のとおりとなる。
適正規模の減額率を適用できる普通財産　　４００㎡

（単困財産４００㎡＋未利用地等０㎡）
準適正規模の減額率を適用できる普通財産　　１００㎡
（単困財産０㎡＋未利用地等１００㎡）
時価による譲渡等となる普通財産　　１，７００㎡

（注）　平成１４年３月２９日付財理第１１６９号「優遇措置の取扱いについて」通達に留意すること。

「計算例」Ⅴ

土地に付随する工作物の減額規模及び減額率

イ．土地の評価格　１，０００万円　売払価格　５８０万円

	（減額前）	（減額後）
５割減額対象分	６００万円	３００万円
４割　〃	３００　〃	１８０　〃
時価対象分	１００　〃	１００　〃

ロ．工作物の評価格　１００万円　売払価格　５８万円

		（減額前）	（減額後）
５割減額対象分	１００×６／１０　＝	６０万円	３０万円
４割　〃	１００×３／１０　＝	３０　〃	１８　〃
時価対象分	１００×１／１０　＝	１０　〃	１０　〃